事務所通信(26年11月)

朝夕冷え込む季節になりました。昨今、雑誌等により下記のような社会保険料節税策が紹介されております。グレーな部分もありますが、税務通信（2014.9.22号）という権威ある雑誌でも取り上げられたのでご紹介いたします。

＜税務上の前提＞

　役員の給与は「定期同額給与」でなければ、損金に算入できません。

※「定期同額給与」とは…支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与、その他これに準ずる給与をいう（法34①一、令69①）

　よって、役員への賞与は損金には算入できません。

　ただし、「事前確定届出給与に関する届出書」を提出することにより、役員への賞与が損金に算入できるようになります。

　※「事前確定届出給与」とは…その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしているものをいう（法34①二、令69②～⑤、規22の3①）

　この制度を利用して、社長への年収を変えずに社会保険料を節税することができます。

つまり社長の毎月の報酬を減らし年1回の賞与を支給することによって、社長の年収を変えずに社会保険料を節税する方法です。

報酬別での年間節減額を試算いたしました。（下記参照）

以上



